

5章 登別市のみどりの配置方針

1. みどりの配置方針

みどりの将来像を実現させるために、次の4つを基本にして配置します。

みどりの配置方針

- ①山辺・川辺・海辺と一体になった緑地の配置
- ②地域バランスに配慮した公園の配置
- ③市街地における民有地の活用
- ④貴重なみどりの保全と活用

①山辺・川辺・海辺と一体になった緑地の配置

登別市のみどりの特徴として、市街地背後の山辺のみどりと各地域を流れる川辺のみどりが挙げられます。これらのみどりは、生物の生息環境として大切であるばかりでなく、市民のレクリエーション空間となるほか、ふるさと意識を醸成する大切な景観となっています。これら山辺のみどりの保全・活用を図るとともに、川辺では、川沿いの未利用地などを活用した緑地の配置や河畔林の整備を行います。

海辺においては、海浜植物の保全を行い、海岸沿いに散策路を整備します。

②地域バランスに配慮した公園の配置

公園は、市民の身近なレクリエーションの場として、また災害時の避難場所としてさまざまな重要な役目を担っています。市民が、日常的に利用できる街区公園などの身近な公園については、公園数が少ない地区を優先しながら適切に配置します。

③市街地における民有地の活用

市街地にあるまとまったみどりについては、緑地協定*や市民緑地制度*などを活用してみどりの保全と緑化を図りながらみどりを確保します。

④貴重なみどりの保全と活用

キウシト湿原などは、学術的に貴重な動植物が生息するみどりであり、登別市の原風景として市街地に残された数少ない大切なみどりです。これら貴重なみどりは、保全を基本としながら、自然と親しみ学習できる場としての活用を進めます。

みどりの配置方針図



山辺のみどり

緑化重点地区

凡		例	
計	● 総合公園	● 総合公園	● 総合公園
	● 地区公園	● 地区公園	● 地区公園
	● 近隣公園	● 近隣公園	● 近隣公園
	● 街区公園	● 街区公園	● 街区公園
画	■ 市民緑地	■ 市民緑地	■ 市民緑地
	■ 都市緑地	■ 都市緑地	■ 都市緑地
	● 都市林(河畔林)	● 都市林(河畔林)	● 都市林(河畔林)
		● 総合公園	● 総合公園
		● 地区公園	● 地区公園
		● 近隣公園	● 近隣公園
		● 街区公園	● 街区公園
		■ 市民緑地	■ 市民緑地
		■ 都市緑地	■ 都市緑地